（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

［2・3　略］

4　第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　再生中継方式

［(1)・(2)　略］

［ロ　略］

［二～四　略］

［5～8　略］

（三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局等の無線設備）

第五十八条の二の十三　三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　変復調器（変調により復元可能な信号を生成し、復調により元の情報を再現し得る装置をいう。以下この号において同じ。）は、次のとおりであること。

ア　三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局に設置される変復調器が、その通信の相手方の変復調器を自動的に識別可能であること。

イ　三八GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局又は当該固定局と通信を行う固定局に設置される変復調器間の制御信号によつて、周波数が自動的に設定されるものであること。

二　隣接チャネル漏えい電力は、搬送波電力より二七・二デシベル以上低い値であること。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九　［同上］

［一・二　同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

イ　再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び次条において同じ。）

［(1)・(2)　同上］

［ロ　同上］

［二～四　同上］

［5～8　同上］

［新設］